

(中川委員) それでは、このアンケート調査に関して私の意見を紙にいたしまして、ご配布をさせていただきましたので、それをご覧いただきながら私の意見をお聴き取りをいただければと思います。

まず全体的な意見というところ、1ページに書いてありますように、一番上の○の2段落目ですが、これまでの論議を論点整理としてまとめ、これに関する意見を聞くというかたちにしていただくのが、あるべき姿ではないかということです。これまで意見が集約されている状況ではございませんので、資格要件の見直しの賛成意見と反対意見を、両論併記という言葉が適切かどうかわかりませんが、少なくとも中立的な提示というかたちにしていただいたほうが、より実態に即した意見がアンケートとしてまとめられるのではないかと思います。

特に問1、問2にございますように「～と考えていますが、どう評価されますか」という、こういう問い合わせについては、この検討会でそういう「考えています」というところの方向性が了解されているとは私は認識いたしておりませんので、問題があると思います。きょうの参考資料2にもございますように、検討の方向等についても「検討の方向」等についても、このように「考える」というようなことは、どこにも記述がないわけですので、この点誤解を招かないように、より中立的な問い合わせにする点が、より正しいでのアンケート結果になるのではないかと思います。

それから調査対象につきましては、衛生主管部局長となっておりますが、これは保健所の設置について責任を持っております地方公共団体そのもの、つまり人間でいいますと地方公共団体の責任者である知事、市町村長とすることが、より適切ではないか。保健所をどのように当該地域医療、地域保健の中で活用していくのかという責任ある立場で、市長が保健所長の医師の資格についてどう考えるかということを問いかけるのが、より望ましいと思います。

もちろん、衛生主管部局長にお聞きすることが問題であるというわけではありません。併せて聞いていただくことは何の問題もないと思いますけれども、首長の意見。もちろん、「首長の意向を踏まえて回答するよう」ということを明記することも一つの方法かもしれないと思っております。

また、調査の構成等について、別紙として質問項目の追加を私として提案をいたしておりますので、ぜひこの点、採用をしていただくようお願いをいたしたいと思います。例えば、このページでまいりますと6ページ以下に書いてありますが、保健所長の質についての現状の問題点という意味から、保健所長になっていらっしゃる方の状況、あるいは欠員が生じた場合の補充の方法、その際の問題点、あるいは所長の資質等についての問題意識。また、医師が確保できることによる問題把握のための設問としまして、兼務についての状況というもの。さらには7ページにございますように、医師確保の実態を把握するためのものとして、公衆衛生医師の募集についてどのような対応をなさっているのか。あるいは医師確保の工夫。今の点は問7、問8にも関連するところがあるかもしれません、そ

れを変更するというかたちで設問をつくることも可能だと思います。

続きまして2ページに入りたいと思います。細かく書いておりますので、全部については申し上げませんが。例えば問2というのがございます。問2というものについて、先ほど申し上げたように検討会の総意として合意しているとは、やはり言えませんので、この点についての問題がございますが、特に所長の質、能力に関してのいろいろな求められる要件を1セットで示して、その全体への賛否を問うという形式になっておるわけですが、それよりもむしろ、どのような資格、資質、能力が必要なのか。あるいは、そのうち重視をするもの、必須と思われるものは何かということを複数形式で質問したほうが、意見の傾向というものが把握できるのではないかと思います。一定の方向へアンケートの結果を想定するというのではなくて、もっと幅広い前提でのアンケート調査が、より望ましいと思います。

3ページについて。②について、公衆衛生の実務経験については必須要件となっておりませんけれども、必須要件ということも一つ考えられるのではないかと思います。

問4について、あるいは問3、問4、一部修正がございましたが、問3、問4については、現在の保健所の役割がどうだったか。その評価はどうかということ。あるいは保健所の業務について、所長が医師であることが信頼を得ることに貢献してきたかという問い合わせいますが、恐らくこの問い合わせについては答えがある程度わかってしまっている。つまり、役割を十分果たしてきていないという答えは、なかなか想定しにくいと思います。しかし、そういうことがあるのかもしれません、あまりその後の質問との関係も明確ではないので、できれば削除したほうがいいのではないか。

特に問4の医師が所長であることについての質問は、医師が所長でない所を想定することというのは、現状では難しいといいますか、あり得ないわけですので、比較をして答えるということは難しいのではないかという気がいたします。

また問5については、3つ目の○に付いておりますように、我々が行いましたアンケート調査におきましては、このような医師の資格、能力等について①から④まで書いておりますような問題点というものを指摘する事例が多かったようでございますので、この問題点もぜひお尋ねをいただきて聞いていただければ、より望ましい方向での解決策が見出せるのではないかと思います。

あと、問6につきましては、例えば問6では、問題点がいくつか挙げられているわけですけれども、医師が確保できないという問題は、結局のところは兼務の問題に行き当たるわけでありまして。医師を確保することというのは、解決策にはなり得ないと私は思います。

あとはご覧をいただきて、ぜひご理解をいただきて修正等をやっていただきたいと思います。この私の意見がすべて100%完璧とは思っておりませんから、またご相談いただければ、いろいろ、より望ましいアンケートになるのではないかと思います。

それから、もう一つの意見募集の方につきましても、アンケートと同じように、当検討

会で十分意見集約をして方向性を出されていないと思われますものについて、一定の方向を前提としたような問い合わせになっている部分については、アンケートと同様に、あくまでも中立公平なかたちでの問い合わせに、あるいは項目に改めていただくことが望ましいのではないかと思います。

以上です。

(石井座長) ありがとうございました。

(藤崎参事官) これから先生方に、お時間の範囲内でご議論いただいて、何とかアンケートができるようなものをまとめていただきたいと願っておるわけでございます。その前提といたしまして、事務局として案を提示させていただいておりますので、その趣旨と構成等について若干ご説明させていただいて、先生方のご議論に資するようにさせていただきたいと考えております。

まず、今中川委員から非常にコンプリフェンシティブなかたちでのご意見をいただいて、大変ありがたいと存じております。ただ先程いただいたばかりで、私もこれだけ多くのご指摘をどう修正していくらいいのかなと若干戸惑っております。先生方のご議論でいただくわけですけれども、なかなか時間がかかるのかなという印象は持っております。

ご議論いただく上でのまず一つの前提是、このあとの議題の中で論点メモの修正文と、それから検討の案についての修正文が、実は前回の中川委員のご指摘をかなり入れたかたちでご提示させていただいておりますので、先程ご指摘の点は既にかなり踏まえたこととなっているのかなということあります。

それから議論の前提となるもう一点は、このアンケートの性格についてでございます。これは事務局としてのお願いにもなるわけでございますが、これまで論点の整理の中で、あるいは知事会で既にアンケートをされているということをここに書いてございますし、また宇都宮の市長さんのはうでおまとめいただいたアンケートがございますけれども、いわゆる首長さん方のアンケートというのは、これまでも既に行われています。知事会としておまとめいただいたものというのは、昨年調査されて、また今年もされたと伺っておりますので、その両者の比較などをまたご提示いただければ、かなりその部分は出てくるのかなという印象は、私ども持っていました。

私共事務局としては、前回申し上げましたが、厚生労働省として報告書を最終的にどちらかの結論におまとめいただいたときに、国民の健康と安全を守る立場で、どういう思考過程を経てその結論になったのかということを、我々として納得いくかたちで示していただきたい。そして、その内容を国民に説明する義務があるということで、前回のような検討案というものを一つの思考過程としてお示しをして、これに対して検討会のお考えはいかがでしょうかということをお尋ねしたわけでございます。

そういう意味では、先生方がこのご議論をいただくのに、ほかの人たちがどう考えているかということも情報を取ってご参考にしていただけたら、いいのかなと。つまり、検討会としてこういう方向が決まったということで、何かアンケートを取るのではなく、こう

いう考え方がありますが皆様どうお考えになりますかということを厚生労働省の立場から、ぜひ聞いておきたい。それが検討会の各委員の先生方が今後の方向性を考えていく上で参考になるのではないかなという思いが、検討案と類似したかたちでの質問項目にさせていただいているということでございます。

したがいまして、衛生主管部局長にお願いするということは、ある意味で首長さんのご意見というのは、ことしの夏にアンケートを取られたと伺っておりますので、それなりに方向性は出ているのだろうと思うのですね。ですから、むしろ現場で責任を負っておられる、保健所を所管しておられる方々が、現実に我々が提示するこういう考え方について、どうお考えでしょうかということへの回答をいただきて、その結果を斟酌されながら、この検討会として検討案がいい、悪いを判断する参考にしていただきたいと願っているわけであります。あるいは、次回1月に検討報告書の骨子案を出させていただく予定でございますので、それは、かなり方向性を明示してご議論いただくような話になりますので、そのときの参考にもしていただけたらいいなという思いで、私どもは出させていただいております。

しかしながら、これは検討会の先生方が、このアンケートをどういう性格でお考えになられ、どういうふうに活用されるかということのご判断によりますので、きょう私が申し上げたこともお含みいただきながらご議論をいただきて、このアンケート案をおまとめいただければ、大変ありがたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

(多田羅委員) ちょっと内容なのですけれども。4ページのこの案で。まず「医師を確保することで努力すべきという解決策は検討会の総意として合意しているものではない」ということなのですけれども。一応、地方分権推進会議のほうでも、「医師を確保することが望ましい」と。しかし、それは各自治体の分権、地方分権の中で、もし仮に望ましいとしても、画一的にそのことを各自治体にの規制、そういうことで縛るのは分権に反する。そういうように私は第3回の大森先生の説明で趣旨があったと思うのですね。

この会議でも、医師を確保することが望ましいけれども、確保が困難だということもあり、また分権というか、各地方自治体なら自治体の考えがあるではないかということ、そこに課題があるのであって、医師を確保することが望ましいということは、まだ合意できないのでしょうか。

(中川委員) 医師を確保することが望ましいことは、私、全くそのとおりだと思います。ただ……。

(多田羅委員) だから、それはまずここで合意していかないと、前進できないと思うのですけれどもね。

(中川委員) ただ私が申し上げたかったのは、今回の保健所長の医師資格の問題は、医師を確保することが先であって、確保できるかどうかを見なければ、その後の検討に入れないのだという、そういう論理に受け止められては困るということで、ここを書いている

のです。

ですから、医師が100%確保できればいいということであれば、ではこれからこの資格問題を議論しなくても、これから医師の確保の努力だけを関係者のみんなでやればいいという話になるので、それはやはり考え方というか、今回の検討会のスタートとしては違っているのではないかという意味で申し上げているのであって、医師の確保が必要で、現状においてどんどんやらなければいけないということについては、多田羅先生と全く私は同意見です。

(多田羅委員) そうすると、確保策ということの議論では議論が進みすぎなのでしょうか。

(中川委員) 確保策を議論していただくことは、それは当然必要だと思いますし、我々もその議論に協力をていきたい、積極的な提案をしていきたいと思いますが、確保するということでこの資格問題が終わるというのではダメだということを今私は申し上げているので。

つまり、確保できるように努力をしなければならないけれども、この医師の資格問題というものが保健所の運営上、いろいろな面での問題があるのではないかということから、この資格問題を議論していきましょうというので、今回の検討会を私どもはスタートしたと理解しているからでございます。

(石井座長) よろしいですか。それでは時間も大分過ぎておりますので。

議事3、「保健所長の職務の在り方について」に入りたいと思います。参考資料1、2は前回議論していただいておりますが、議論が足りないところもあるかと思います。事務局から参考資料1から4まで、これを説明していただいたあとで、またご議論をお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

(坪郷補佐) それでは参考資料1及び参考資料2につきまして、前回の検討会でのご議論を踏まえたかたちで修正した箇所につきまして、簡単に説明させていただきます。

参考資料1でございますけれども、1ページ目、中ほどから下のところになりますけれども「保健所が担うべき業務」というかたちで、業務の漏れ等があつては困るのではないかという指摘がございましたので、一応条文を掲げております。

次に2ページ目でございますけれども。昨今、廃棄物の処理に係る事業も重要であろうというご指摘がございましたので、2ページ目の一番下及び3ページ目の一番下に廃棄物の処理、廃棄物の不法投棄の問題への対応の強化ということを保健所の行う業務のところに追加しております。

次の4ページ目でございますけれども、「保健所長の職務」。職務の整理のあり方としまして、「組織の長としての一般的な職務」という観点と、「保健所長特有の職務」というかたちで整理してはいかがかというご指摘がございましたので、それを踏まえたかたちで4ページ目に書いてございます。

次、5ページ目でございますけれども。そうした「保健所長に求められる能力」。能力の

観点につきましても、5ページの半ばから下でございますけれども、「日常的に求められる能力」、次の6ページになりますけれども、「特に緊急時に求められる能力」というかたちで整理してはいかがかというご指摘がございましたので、それを踏まえるかたちで、ここに追加してございます。

今回の大きな修正点の箇所でございますけれども、6ページ目の2の「論点整理」の半ば以降でございますが。前回の検討会でのご議論を踏まえるというかたちでございますが、「医師資格要件を堅持すべきであるとする考え方」と、「医師資格要件廃止を可能とする考え方」の2つに分けてまず意見を整理する。なお、「地方の自主性の拡大」という観点については、それ自体が医師資格廃止要件に関する論点とはならないので、論点整理から除外した」という規定ぶりで修正してございます。

それに合わせるかたちで、①としましては「医師資格要件廃止を可能とする考え方」というかたちで整理させていただいております。したがいまして「地方の自主性の拡大」という観点でございます「(規制緩和に背馳及び地方分権への障害)」という項目は削除させていただいております。

7ページ目に移りますけれども、「(人事政策・組織運営上の障害)」の点でございますけれども、2項目ほど追加させていただいている。命令系統が二元化するのではないかというご指摘と、もう少しインセンティブを与える観点でも、そういったことがいいのではないかというご指摘を2点ほど付け加えております。

7ページ目でございますけれども、ここにつきましても2点ほど追加させていただいております。1点が、「所長ではない医師が意思決定に参画し当該意思が決定権限を持つというシステムを組むことも組織上可能である」という観点と、もう一点が「医師でなくても、公衆衛生の観点での判断は可能」という2点を付け加えております。

8ページ目の②のところでございますけれども、「医師資格要件を堅持すべきであるとする考え方」というかたちで、整理をし直してございます。

次が9ページ目から10ページ目にかけてでございますけれども、「高度な公衆衛生研修」というところに「(危機管理、組織管理を含む)」ということで文言を修正してございます。

10ページ目の3の「議論の方向性」の箇所でございますけれども、先ほどと同様でございますが、「地方の自主性の拡大」自体は検討のテーマとはしない」というかたちで書かせていただいてございます。

以上が参考資料1でございますが、参考資料1で修正したことを踏まえまして、参考資料2におきましても同様の修正をしてございます。

参考資料2の1ページ目でございますけれども、題名でございますけれども、これまで「地方の自主性の拡大」の観点からの検討」ということも含めてございますけれども、そこを今回は取り除いてございます。

2ページ目でございますけれども、2ページ目の3「現行制度の評価」(3)のところで

ございますけれども。ここは誤字脱字の観点で「変更」という文言で修正させていただいております。

最後の3ページ目でございますけれども、3ページ目、4ページにつきましては先ほどからも申し上げておりますとおり、今回の保健所長の医師資格要件という観点は、地方の分権という観点とは本質的に違う議論ではないかという前回のご議論を踏まえるかたちで、3ページ、4ページで書かれておりますⅡという項目は全面的に削除してございます。

以上でございます。

(平子補佐) それでは引き続きまして、参考資料3、4につきましてご説明させていただきたいと思います。

参考資料3でございますけれども、本検討会におきましても、保健所長になる医師の確保については、非常に問題が大きいと先ほどのご議論でもございましたが、その医師の確保につきまして、どのようななかたちで推進ができるのかという一つのアイディアということで、今回ご提示させていただいております。

具体的には、この図を少し説明させていただきます。左のほうでございますけれども、保健所長を希望する医師といたしましては、公衆衛生に従事する医師、臨床に従事する医師、教育・研究機関に勤務する医師などございますけれども、そのような方々が、ある事務局、プールをする公立団体と申しますか、そういった事務局に対しまして、ご自身の経歴・専門性、または就職にあたっての条件・希望などを登録することによりまして、事務局のほうでそういう情報を探る。

そういう事務局の情報に基づいて、右端のほうになりますけれども、保健所長医師を必要とする地方公共団体に対して情報提供を行い、そして地方公共団体のほうとしましては、保健所長として希望する医師としては、どのような方が望ましいかという医師の属性や、採用にあたっての条件などを満たすかどうかにつきまして、事務局のほうに照会を行う。

そして、そういう情報に基づきまして情報提供を保健所長を希望する医師に対して行うということでございます。

したがいまして、この事務局の機能といたしましては、双方の医師の需給状況の調査というものが1点。2点目といたしましては、保健所長を希望する医師からの登録。3点目といたしましては、保健所長の採用を希望する地方公共団体からの照会への対応。そして4点目といたしまして、そういう情報に基づく医師に対しましては、必要に応じ公衆衛生等に関する研修機会の調整といったものが機能としてあり得るのではないかというふうな、保健所長医師の確保に対する推進案でございます。

内容の詳細につきましては、まだこれから今後詰めていく点がありますので、もう少し検討させていただければと考えております。

続きまして参考資料4でございますけれども。これは平成16年度より医師臨床研修が始まりますけれども、その中で「地域保健・医療」につきましては必修項目として挙げら

れているところでございます。

したがいまして、この「地域保健・医療」の研修体制につきましては、地域におきましてもさまざまなかたちで検討が進んでいると承知をいたしておりますが、その中で大阪で「地域保健・医療」研修連絡会というものが大阪府の地域保健課長様、保健所、老人保健施設、社会福祉施設、医療機関の各代表者、そして大阪府内の大学の医学部、医科大学の衛生学、公衆衛生学の教授の方々がお集まりになりまして、こういった「地域保健・医療」の研修ガイドラインの暫定案でございますけれども、まとめられたものとして資料をご提供いただきましたので、ご紹介させていただきます。

なお、この連絡会の委員の中に、本委員会の委員でございます多田羅委員がご参加されているということでございます。

以上でございます。

(石井座長) どうもありがとうございました。それでは、今の参考資料1、2、3、4につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、どうぞ。

(多田羅委員) 大阪のを資料に加えていただいたので、一言ご報告したいと思うのですけれども。

この医師臨床研修におきまして、委員の皆さんご存じのように、この地域医療研修が義務化されました。このことは日本におけるプライマリケアといいますか、地域保健・医療というのは英語に訳せばプライマリケアということになるのではないかと思うのですけれども、その役割に対する大きな評価がされつつあると受け止めたいわけでございます。

その場合、やはり保健所の役割というのが、先ほども議論がございましたけれども、大きな役割になってくるものとして理解していかないといけないということで、特に保健所の役割等が今、全国的に各保健所長等も集まりまして、この研修をどのように充実したものとして推進していくかということに取り組んでおります。これは大阪の例でございますけれども、何とか日本のプライマリケアの充実をこの機会に推進したいというのが、精神でございます。

それはその話だろうということなのですけれども、当然、保健所長の医師規定という大きな柱があって、この地域医療の研修というのも一つの精神が入ってくるというのが現実でございますので、何とぞこういう時代でもございますので、保健所の強化、特に保健所長医師という面については、こういう時代の流れの中でもご理解いただきたいというのが、この資料を出させていただいた趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(石井座長) どうぞ。先ほど手をお挙げいただいた。

(秦委員) この「保健所長医師確保推進（案）」という参考資料3のほうなのですけれども。こちらは事務局を厚生労働省の中に新たにつくって、国が責任を持って需給調整をやるということなのですか。

(藤崎参事官) まず一義的には保健所の医師、あるいは保健所長さんの確保というのは、

自治体の責任において最大限の努力をしていただくということが本筋だらうと私共は考えております。ただ、そうでありながらもなかなか難しいということが現実でございますので、それをサポートしていく何らかのメカニズムがいるのではないかと考えておりますて、このような考え方をお示しさせていただきました。

これはおっしゃられるように国が直轄でやるのか、あるいはどこかに委託をしてやるのかという両方の考え方があるだらうと思います。いずれにいたしましても、私どもは国が、この間委員の先生方から国の努力が足りないのではないかというご指摘をかなりいただいておりますし、我々も必ずしも十全であったとは考えておりませんが。やはりそういう意味で、国が十分に関与しながら、少しでも役に立つような役割を果たしていきたいと考えております。

国がやる場合でありますと、私どものような地域保健を担当しておりますところが、何らかのかたちで関連する情報をいただきながらそれらを把握して、自治体、地方公共団体と連絡を取りながらというお話になるかと思いますし、またどこか公益団体のようなところにお願いするのであれば、そこである程度情報をバンクのように集めていただいて、適宜調整をいただくということになろうかと思います。

そのときにやはり情報保護の問題ですとか、実際にそういうアレンジがうまくいくのかとか、さまざまな要素が入りますので、今、制度的な問題とその辺の実務的なフィージビリティーを併せて私どもは検討しております。来春には何らかのかたちで、こういうメカニズムを発足させたいと考えております。

(秦委員) ありがとうございます。

(中川委員) この参考資料1については、先回申し上げました点について採用していくだいて、両論といいますか、6ページのところで可能とする考え方と堅持すべきであるという考え方という、対比的な記述にされていて、大変結構なことだと思います。ありがとうございました。

そこで、参考資料1と2との関係になるわけですが、具体的な検討課題としてこの論点整理をもとに事務局としては、参考資料2の方向を具体的に検討してもらってはどうかと提案されたものと理解しておりますが。ということでございますので、参考資料2のほうについて何点か私の意見を申し上げたいと思います。

まず、1の(1)「検討の方向」というところにございますが、ここにありますように、当検討会は「最も高い水準の保健所長を確保することを目指す」というのは目指すのかもしれません、「そのため必要な資格要件を設定する」ことを最初の検討の方向に置いたとは、ちょっと考えにくいところがございます。むしろ、分権会議が指摘しているように、保健所長は全員が、すべてが医師でなくてはならないという、こういう資格要件の要否とか妥当性を検討することが設置目的ではないかと思います。あえて忖度して大変恐縮ですが、資格要件の堅持を前提とした記述になっているような気がするのが、ちょっと気になるところでございます。